

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その4)

令和8年(2026年)

目 次

報告第 10 号 生活保護費返還金等にかかる督促決定についての審査請求に対する 裁決の報告について……………	5
---	---

報告第 10 号

生活保護費返還金等にかかる督促決定についての
審査請求に対する裁決の報告について

生活保護費返還金等にかかる督促決定についての審査請求に対して、行政不服審査法第45条第1項の規定により、次のとおり却下した。

よって、地方自治法第231条の3第9項の規定により報告する。

令和8年（2026年）7月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 審査請求の年月日

令和7年（2025年）6月30日

2 審査請求人の住所及び氏名

審査請求人



3 処分庁及び審査庁

鎌倉市長 松 尾 崇

4 審査請求の内容

令和7年（2025年）6月19日付け鎌倉市指令福第33号による生活保護費返還金等にかかる督促決定の取消しを求める。

5 却下の年月日

令和8年（2026年）7月1日

6 却下の理由

本件審査請求は、取消しの対象となる処分を欠くに至ったから、不適法であるため。

鎌倉市指令総第9号
令和8年(2026年)7月1日

裁 決 書

審查請求人

様

市長倉鎌 分 処

審査請求人が令和7年(2025年)6月30日付けで提起した同年6月19日付け鎌倉市指令福第33号生活保護費返還金等にかかる地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項の規定による督促決定(以下「督促決定」という。)に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 鎌倉市福祉事務所長（担当課 生活福祉課）は、生活保護を受給している審査請求人に対して、令和7年（2025年）3月27日付けで支給済みの保護費の一部を徴収する費用徴収決定（以下「費用徴収決定」という。）を行った。
- 2 鎌倉市長（担当課 福祉総務課（令和8年（2026年）4月1日以降 現担当課 生活福祉課））。以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対して、令和7年（2025年）6月19日付けで督促決定を行った。
- 3 審査請求人は、令和7年（2025年）6月23日に督促決定があったことを知り、同月30日付けで鎌倉市長（担当課 総務課。以下「審査庁」という。）に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、督促決定の取消しを求める審査請求を行った。
- 4 審査庁は、本件審査請求について令和7年（2025年）7月10日付けで、審理員を指名した。
- 5 処分庁は、令和7年（2025年）7月9日付けで費用徴収決定が取り消されたことに伴い、同月17日付けで督促決定の取消しを行った。
- 6 審査庁は、審理員から令和8年（2026年）6月5日付けで、審理員意見書の提出を受けた。

審理関係人の主張

1 審査請求人の主張の要旨

返還を求められている保護費について、支払義務はないため、督促決定の取消しを求める。

2 処分庁の主張の要旨

費用徴収決定が取り消されたことに伴い、督促決定も取り消されたため、審査請求の利益はない。

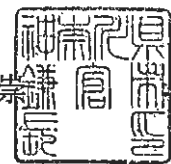
理 由

- 1 鎌倉市福祉事務所長は、生活保護を受給している審査請求人に対して、保護費に過払いが生じているとして、令和7年（2025年）3月27日付けで費用徴収決定をし、さらには、処分庁は同年6月19日付けで督促決定をした。
- 2 そこで、審査請求人は、令和7年（2025年）6月30日付けで督促決定の取消しを求める審査請求を提起した。
- 3 ところが、鎌倉市福祉事務所長は、徴収金額に誤りがあったとして、令和7年（2025年）7月9日付けで費用徴収決定を取り消し、さらには、処分庁は同月17日付けで督促決定を取り消した。
- 4 そうすると、本件審査請求は、取消しの対象となる処分を欠くに至ったから、不適法である。
- 5 よって、本件審査請求は、不適法であるから、これを却下するのが相当である。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年（2026年）7月1日

審査庁 鎌倉市長 松尾



(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鎌倉市を被告として（訴訟において鎌倉市を代表する者は鎌倉市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



審理員意見書

令和 8 年 (2026 年) 6 月 5 日

審査庁

鎌倉市長 松 尾 崇 殿

審理員 川 口 政 明

審査請求人■■■■氏（以下「審査請求人」という。）が令和 7 年（2025 年）6 月 30 日付けで提起した鎌倉市長（以下「処分庁」という。）による地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項の規定による督促決定の取消しを求める審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり裁決に関する意見を提出する。

第 1 事案の概要

- 1 鎌倉市福祉事務所長は、生活保護を受給している審査請求人に対して、保護費に過払いが生じているとして、令和 7 年（2025 年）3 月 27 日付けで支給済みの保護費の一部を徴収する費用徴収決定をし、さらには、処分庁は同年 6 月 19 日付けで督促決定をした。
- 2 そこで、審査請求人は、同年 6 月 30 日付けで督促決定の取消しを求める審査請求を提起した。
- 3 ところが、鎌倉市福祉事務所長は、徴収金額に誤りがあったとして、同年 7 月 9 日付けで費用徴収決定を取り消し、さらには、処分庁は同月 17 日付けで督促決定を取り消した。
- 4 そうすると、本件審査請求は、取消しの対象となる処分を欠くに至ったから、不適法である。

第 2 結論

よって、本件審査請求は、不適法であるから、これを却下するのが相当であると思料する。